

## 有田市公共工事に係る中間前金払取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、有田市財務規則（昭和55年規則第1号。以下「規則」という。）第50条2に規定する公共工事中間前金払の取扱いについて、規則に定めることのほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 中間前金払の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であって、請負代金が5百万円以上のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、当該工事について中間前金払の対象としないことができる。その場合においては、当該工事の入札等の公告若しくは通知をするときに明示するものとする。

### (要件)

第3条 中間前金払は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければすることができない。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 当該工事において、前払金の支払がなされていること。

### (対象となる経費の範囲)

第4条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、当該工事の前金払の対象と同じ範囲とする。

### (中間前払金の額)

第5条 中間前金払により支払うことができる額は、10万円を単位とし、請負代金額に10分の2を乗じて得た額以内の額とする。

### (債務負担行為等に係る特例)

第6条 債務負担行為に係る契約については、その年割額が当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該年割額を対象として、中間前金払をすることができるものとする。この場合、第3条第1号の「工期の2分の1」は「当該年度の工事実施期間の2分の1」と読み替え、同条第3号及び前条の「請負代金額」は「当該年度の年割額」と読み替えるものとする。

### (中間前金払と部分払の併用)

第7条 中間前金払は、部分払と併用することができる。ただし、部分払の支払を受けた後にはすることができない。

2 債務負担行為に係る契約にあつては、中間前金払は、各会計年度に部分払と併用することができる。ただし、同一会計年度において、部分払の支払を受けた後にすることが

できない。

- 3 翌年度に繰り越したことにより工期が複数年度に渡る場合は、同一年度の工事として扱い、中間前金払は、部分払を支払った後に繰り越したとしてもすることができない。

(中間前金払の認定請求)

第8条 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ中間前金払認定請求書(様式第1号。以下「認定請求書」という。)に必要事項を記載し、次に掲げる書類とともに発注者に提出して、第3条各号に掲げる要件を満たしていることの認定を受けなければならない。

(1) 工事履行報告書(様式第2号)

(2) 工程表(様式第3号)

(中間前金払の認定方法)

第9条 発注者は、受注者から前条に規定する認定請求書の提出があったときは、同条各号に規定する書類に基づき、第3条各号に掲げる要件を全て満たしていることの認定を行うものとする。この場合において、第3条第3号の要件に係る認定は、認定請求書の作成時点における現在日出来高に請負代金額を乗じて得た額により行うことができるものとする。

- 2 発注者は、前条に定める書類の他、前項の認定を行うために必要と認める書類を受注者に求めることができる。この場合、受注者は、できるだけ速やかに当該書類を発注者に提出するものとする。

- 3 発注者は、第1項の認定結果について、原則として当該認定請求書を受理した日(前項に定めによる書類の提出を受けた場合はその書類を受理した日)から7日以内に受注者に通知するものとする。この場合において、第3条各号に掲げる要件を全て満たしていると認めたときは、中間前金払認定書(様式第4号)を受注者に交付するものとする。

(中間前払金の請求)

第10条 前条第3項に規定する中間前金払認定書の交付を受けた受注者は、保証事業会社と、当該工事請負契約において定めた工事完成期限(債務負担行為に係る工事の場合は、請求する中間前払金に係る出来高予定額の完成期限)を保証期限とする中間前払金に関する保証契約を締結した上で、当該保証契約証書とともに、中間前金払請求書(様式第5号)を発注者に提出して、中間前払金の支払を請求するものとする。

(中間前払金の支払)

第11条 発注者は、前条に規定する中間前金払請求書を受理したときは、その日から起算して14日以内に中間前払金を支払うものとする。

(中間前払金の変更)

第12条 受注者が中間前払金の請求をした後に、請負代金額が著しく増額された場合においては、受注者は、その増額後の請負代金額の10分の2から受領済みの中間前払金の合計額を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前条までの規定を準用する。

- 2 発注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、支払済みの中間前払金の額が減額後の請負代金額の10分の2を超えるときは、受注者にその超過額の全部又は一部(以下「返還金」という。)を返還させることができる。

3 返還金の額は、発注者と受注者とが協議した上で定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が返還金の額を定め、中間前払金を受けた受注者に通知する。

4 受注者は、発注者から返還金の返還を求められた日から14日以内(以下、「返還期日」という。)に、発注者に返還額を支払わなければならない。

(遅延利息)

第13条 発注者は、受注者が返還期日までに返還金を返還しなかったときは、返還期日を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じて返還金の額に契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額を遅延利息として徴収することができる。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

この要領は、平成30年6月1日から施行し、施行後に入札等の公告若しくは通知をした工事から適用する。

## 付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、施行後に入札等の公告もしくは通知をした工事から適用する。